

# 古河市体育協会 加盟団体分担金規程

(目的)

**第1条** この規程は、古河市体育協会加盟団体規程第4条の規定に基づき、加盟団体の負担金について定めるものとする。

(負担金の種別)

**第2条** 負担金の種別は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体負担金（体協に加盟する団体としての分担金）
- (2) 新規加盟金

(負担金の額)

**第3条** 負担金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体負担金 年額 10,000 円
- (2) 新規加盟金 10,000 円

(補則)

**第4条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から、これを適用する。